

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 予防係	
不利益処分名	防災管理上必要な措置命令	
根 拠 法 令	消防法	
根 拠 条 項	第36条第1項において準用する第8条第4項	
連 絡 先	(電話 656 - 1193)	
処 分 基 準	<p>消防法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条第4項 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>「徳島市火災予防違反処理規程（平成15年12月26日施行）」第17条及び別表第1の基準による。</p> <p>【参考条文】 消防法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条第1項 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格を有する者のうちから防災管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行わせなければならない。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）